

令和3年度 中心市街地の空き店舗等への出店に関する改装支援事業 募集要項

令和3年12月15日

事業の概要

桑名駅周辺をはじめとする、桑名市の中心市街地における商店街区の集客力と回遊性を向上させ、中心市街地の活性化を図るため、空き店舗等を借り上げて出店する者に対して店舗等の改装費の一部を助成することにより、持続可能な経営を支援します。

本事業は、桑名市中小企業者支援業務として桑名市の委託を受け、経営改善普及事業を実施する桑名商工会議所が桑名三川商工会と連携して実施します。

1. 交付申請受付期間

令和4年1月4日（火）9時から、令和4年2月28日（月）17時まで

2. 助成対象者

次の要件をすべて満たす中小事業者

- (1) 桑名市内に事業所を有するか、または設置すること。
- (2) 市町村税（法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る市町村税）を滞納していないこと。
- (3) 出店に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有すること又は出店までに有する見込みがあること。
- (4) 空き店舗等の所有者と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは3親等以内の親族でないもの。
- (5) 空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと。
- (6) 国、県及び市町村等が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
- (7) 桑名商工会議所の会員事業所、あるいは桑名三川商工会の会員事業所であること。（会員となる見込みの者を含む）

【用語の定義】

- (ア) 中心市街地 : 桑名駅を中心とする概ね半径1km圏内
- (イ) 空き店舗等 : 元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店して、その後入居営業するテナントが決まっていない状態の店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除くが、「サンファール」は含む）又は住居等の用に供していない空家で、改装等により店舗として活用するもの。

【中小事業者の定義】

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（(2)～(4)を除く）	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	50人以下

①会社役員は従業員数に含まない。

②家族従業員については、個人事業の場合であつてその者が事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば有給・無給にかかわらず従業員数には含まない。生計を別にする場合または、法人の場合は従業員数に含む。

③臨時的な従業員は従業員数に含まないが、名目はパートであっても常時使用関係が有ると認められる場合は従業員に含む。

④従業員数の確認が必要になる場合の確認資料は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「公的機関による証明書」とする。

※上記①～④は、令和3年度三重県中小企業融資制度実施細則の定義を準用する。

3. 助成対象事業

以下の全てに該当する事業

- (1) 桑名市の中心市街地にある空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等であつて、3年以上継続して営業し、概ね月20日以上かつ1日5時間以上の営業をすることが見込まれるもの。
- (2) 出店に当たり、出店者が通常負担する必要がある営業部分に係る改装を実施すること。
- (3) 令和4年2月28日までに改装を実施し、助成対象経費の支払いが完了すること。
- (4) 令和3年3月1日～令和4年2月28日の間に営業を開始し、令和4年3月10日までに経費支出内訳の報告を行うこと。

ただし、下記の事項に該当する事業は**対象外**となります

- ① 中心市街地内を移転する事業。（移転により当該店舗が空き店舗とならない場合は除く）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ④ その他、社会通念上適当でないと思われる事業

4. 助成対象経費、助成額等

	対象経費	助成額	予算枠
店舗等改装費	営業部分に係る内装工事費、外装工事費、電気・空調・給排水・ガス設備工事費及び付帯工事費など（消費税額を除く。）	改装に要した費用の 2/3 (上限20万円) ※千円未満切り捨て	6件程度

※ 助成額の交付は、助成対象期間内（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）で1回までです。

※ 予算枠の上限に達した場合、助成額を減額しての交付となる場合があります。

【助成対象となる経費例】

- ・ 店舗シャッターの改修
- ・ 自動ドアの取り替え工事
- ・ お客様用トイレの改修
- ・ 内装クロス貼り替え
- ・ 外壁塗装
- ・ 看板設置

【助成対象とならない経費例】

- ・ 敷金、保証金
- ・ チラシ作成費用（広報費）
- ・ 機器本体の代金

5. 書類の提出について

事前相談をしていただいたうえで、桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ以下の必要書類を提出してください（郵送可）

【提出書類】

<交付申請時>

- (1) (様式第1号)「交付申請書」
- (2) (様式第2号)「事業計画書兼実績報告書」
- (3) (様式第3号)「申請時チェックリスト」
- (4) 入居する物件の賃貸借契約書の写し
- (5) 助成対象となる改装工事の内容が確認できる書類（見積書等）
- (6) 桑名市内で営業していることが分かる資料
（個人事業主の場合、以下の全ての書類の写し）
 - ・ 収受日付印、もしくは受信通知のある直近の確定申告書の「第1表」
 - ・ 桑名市内の事業所所在地の記載のある所得税申告決算書（収支内訳書）
※ 開業後1年以内の場合は、開業届の写し
（法人の場合、以下の全ての書類の写し）
 - ・ 納税地が桑名市であり収受日付印、もしくは受信通知のある直近の法人税申告書（別表1）
 - ・ 直近年度の決算書（貸借対照表、損益計算書のみ）
※ 決算期を一度も迎えていない場合は不要です。
 - ・ 履歴事項全部証明書の写し

<支出内訳報告時>

- (1) (様式第4号)「支出内訳書」
- (2) 助成対象となる改装工事の請求書
- (3) 同上 支払いが確認できる銀行振込受領書または領収書の写し
- (4) 同上 実施前と実施後の様子が確認できる写真
- (5) 営業を開始した日が分かる資料（店舗オープンチラシ、ハガキ案内等）

6. 事前相談から助成対象者決定までの流れ

- (1) 事前相談 … 申請前に桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトへの相談が必要です。
- (2) 申請書提出 … 桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ提出してください。（郵送可）
- (3) 申請内容確認 … 申請書を受付後、内容確認を行います。
- (4) 審査・交付決定 … 桑名商工会議所で書類審査の後、桑名市役所担当課による確認を経て交付決定します。
- (5) 改装実施・開店 … 令和4年2月28日（月）までに店舗改装を実施し、営業を開始※してください。
- (6) 経費支出内訳報告 … 令和4年3月10日（木）までに「支出内訳書」を提出してください。
- (7) 助成金振込 … 内容確認後、会費振替指定口座に助成金を振り込みします。

※ 営業の開始日は令和3年3月1日まで遡及が可能です。

<事前相談先>

桑名商工会議所（中小企業相談所）	TEL：22-5155	桑名市桑栄町1番地1 サンファーレ南館2階
桑名三川商工会 多度本所	TEL：48-2627	桑名市多度町多度871番地11
桑名三川商工会 長島支所	TEL：42-3111	桑名市長島町又木28番地3
三重県よろず支援拠点くわなサテライト	TEL：24-1515	桑名市桑栄町1番地1（桑名商工会議所内）

7. 書類審査等について

- (1) ご提出いただいた書類をもとに審査を行い、交付・不交付を決定します。
- (2) 交付決定された場合でも、条件を付す場合や、予算の都合等により減額する場合があります。
なお、審査内容等についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。

8. 注意事項について

- (1) 助成事業が完了した後、必要に応じて事業遂行状況等について報告していただく場合があります。
- (2) 以下のいずれかに該当した場合は、交付の決定の全部、または一部を取り消すことがあります。
交付決定を取り消した場合において、既に助成額が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。
 - ① 偽りその他不正の手段により助成額の交付を受けたとき
 - ② その他助成額の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 令和3年度「特定創業支援事業を受けた創業者の空き店舗等への出店に関する改装支援事業」と併せて助成を受けることはできません。
- (4) 本募集要項については、令和3年度に実施する事業について記載したものです。翌年度以降につきましては、見直しされる可能性があります。